

精密工学会北海道支部「精密工学会北海道支部 学生奨励賞」規程

1. 趣 旨

- (1) 本支部正会員が所属する道内の大学・高専等の学業成績優秀な学生に対し、その学修成果を讃える。
- (2) 道内の大学・高専等の学生および教員に、「精密工学会」の学術活動への関心を喚起させる。

2. 受賞者と対象人数

- (1) 推薦依頼対象となる道内の大学・大学院・工業高等専門学校（本科もしくは専攻科）の学科・専攻等の卒業生、もしくは修了生で、学業成績が優秀な学生を受賞者とする。
- (2) 受賞者は各学科・専攻等で1名とする。学部と大学院、本科と専攻科の両方をもつ教育機関では、いずれかで1名とする。その選択は、予め各機関に委ねる。
- (3) 受賞者が精密工学会の学生会員である必要はない。

3. 推薦依頼対象および選考要領

- (1) 本賞に関する推薦依頼および選考は、支部長がその責を負う。
- (2) 受賞者の推薦を依頼する学科・専攻等には、原則2名以上の本学会正会員が常勤教員として勤務していなければならない。
- (3) 受賞者の推薦を依頼する学科・専攻等は、上記(2)に従い毎年支部長が原案を作成し、支部幹事会で決定する。また支部商議会でこれを報告する。
- (4) 受賞者の推薦は、上記(3)で決定した各学科・専攻等の長へ、支部長より書面で12月頃に依頼する。
- (5) 推薦のあった受賞者は原則全員を表彰するものとするが、その最終決定は支部長が行う。また支部長は、支部商議員会へ受賞者を報告する。

4. 表彰方法

- (1) 受賞者に、賞状ならびに副賞を本支部名で贈呈する。
- (2) 賞状ならびに副賞は、受賞者が所属する各学科・専攻等の長へ、支部より3月上旬に送付する。
- (3) 贈賞方法およびその時期は、各学科・専攻等の長へ一任する。

付則： この規定は 2012年 9月1日から施行する。